ACSES ニュースレター_２０３１号（2021 年２月５日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

□［特集］新型コロナウイルス感染症
［対策・予防］
○新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正関連
◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（法律第５号）〈官報〉
◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第 25 号）〈官報〉
◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働省省令第 24 号）〈官報〉
◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（厚生労働省告示第 35 号）〈官報〉
◇新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 25 号）〈官報〉

蕗の薹（フキノトウ）

****

□ *［特集］新型コロナウイルス感染症*

［対策・予防］

○*新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正関連*

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（法律第５号）

［官報］　令和３年２月３日　特別号外　第８号　5～13 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210203/20210203t00008/20210203t000080005f.html

あらまし

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（法律第５号）（内閣官房）

一　新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部
改正関係

１　新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象の見直し

㈠　指定感染症のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものについて、新型インフルエンザ等として位置付け、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象とすることとした。（第二条第一号関係）

㈡　厚生労働大臣は、指定感染症が、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものと認めたときは、内閣総理大臣に対し、当該指定感染症の発生の状況等を報告しなければならないこととした。（第一四条関係）

２　事業者及び国民の責務

事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の感染の拡大の防止に努めなければならないこととした。（第

四条第一項関係）

３　国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいい、以下この３において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等をすることを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者（以下この３において「新型インフルエンザ等患者等」という。）の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うこととした。（第一三条第二項関係）

㈠　新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い

㈡　新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為

㈢　㈠及び㈡のほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

４　臨時の医療施設の見直し

新型インフルエンザ等緊急事態措置として位置付けられている臨時の医療施設の開設について、政府対策本部が設置されている間における措置としてその位置付けを変更することとした。（第三一条の二及び第三一条の三関係）

５　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置

㈠　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の創設

新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置として、㈡の⑴の公示がされた時から㈡の⑷により㈡の⑴の事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体がこの法律の規定により実施する措置を創設することとした。（第二条第三号関係）

㈡　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等

⑴　政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この⑴及び⑶、㈣の⑴から⑶まで並びに６の㈠において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示することとした。（第三一条の四第一項関係）

イ　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間

ロ　新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域

ハ　当該事態の概要

⑵　⑴のイの期間は、六月を超えてはならないこととした。（第三一条の四第二項関係）

⑶　政府対策本部長は、新型インフルエンザ等の発生の状況を勘案して⑴のイの期間を延長し、又は⑴のロの区域を変更することが必要であると認めるときは、更に六月を超えない範囲内において当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をすることとした。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とすることとした。（第三一条の四第三項関係）

⑷　政府対策本部長は、⑴の公示をした後、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、⑴の事態が終了した旨を公示することとした。（第三一条の四第四項関係）

⑸　政府対策本部長は、⑴又は⑶の公示したときは、基本的対処方針を変更し、第一八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の実施に

関する重要な事項を定めなければならないこととした。（第三一条の四第五項関係）

⑹　都道府県対策本部長は、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る⑴、⑶又は⑷の公示を行うよう要請することができることとした。（第三一条の四第六項関係）

㈢　政府対策本部長の指示

政府対策本部長は、㈡の⑴の事態において、第二〇条第一項の総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であって、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、都道府県（その区域の全部又は一部が㈡の⑴のロの区域内にある都道府県に限る。）の知事㈣において「都道府県知事」という。）に対し、必要な指示をすることができることとした。この場合においては、第二〇条第三項及び第四項の規定を準用することとした。（第三一条の五関係）

㈣　感染を防止するための協力要請等

(1)　都道府県知事は、㈡の⑴の事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある㈡の⑴のロの区域（以下この⑴及び⑶において「重点区域」という。）における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生それがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができることとした。（第三一条の六第一項関係）

⑵　都道府県知事は、㈡の⑴の事態において、当該都道府県の住民に対し、⑴の当該都道府県知事が定める期間及び区域において⑴の要請に係る営業時間以外の時間に当該業態に属する事業が行われている場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができることとした。（第三一条の六第二項関係）

⑶　⑴の要請を受けた者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があると認めるときに限り、当該者に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができることとした。（第三一条の六第三項関係）

⑷　都道府県知事は、⑴若しくは⑵の要請又は⑶の命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととした。（第三一条の六第四項関係）

⑸　都道府県知事は、⑴の要請又は⑶の命令をしたときは、その旨を公表することができることとした。（第三一条の六第五項関係）

6　新型インフルエンザ等緊急事態措置の見直し

㈠　施設管理者等が正当な理由がないのに第四五条第二項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができることとした。（第四五条第三項関係）

㈡ 特定都道府県知事は、第四五条第一項若しくは第二項の規定による要請又は㈠の命令を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならないこととした。（第四五条第四項関係）

㈢ 特定都道府県知事は、第四五条第二項の規定による要請又は㈠の命令をしたときは、その旨を公表することができることとした。（第四五条第五項関係）

7　事業者に対する支援等

㈠　国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、国民生活及び国民経済の安定を図るため、当該影響

を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を効果的に講ずることとした。（第六三条の二第一項関係）

㈡　国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいて医療の提供体制の確保を図るため、新型インフルエンザ等対策に協力する病院その他の医療機関及び医療関係者に対する支援その他の必要な措置を講ずることとした。（第六三条の二第二項関係）

８　国の財政上の措置等

国は、新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずることとした。（第七〇条第二項関係）

９　新型インフルエンザ等対策有識者会議の見直し

新型インフルエンザ等対策有識者会議の開催について」（平成二四年八月三日新型インフルエンザ等対策閣僚会議決定）に基づく新型インフルエンザ等対策有識者会議について、新型インフルエンザ等対策推進会議として新型インフルエンザ等対策特別措置法上に位置付けることとした。（第七〇条の二～第七〇条の一〇関係）

10　感染を防止するための協力要請の実効性の確保

㈠　都道府県知事は、５の㈣の⑶の施行に必要な限度において、５の㈣の(1)の要請を受けた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。（第七二条第一項関係）

㈡　都道府県知事は、６の㈠の施行に必要な限度において、第四五条第二項の規定による要請を受けた施設管理者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該要請に係る施設若しくは当該施設管理者等の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることとした。（第七二条第二項関係）

㈢　６の㈠の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三〇万円以下の過料に処することとした。（第七九条関係）

㈣　５の㈣の⑶の命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、二〇万円以下の過料に処することとした。（第八〇条第一号関係）

㈤　㈠若しくは㈡の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、当該違反行為をした者は、二〇万円以下の過料に処することとした。（第八〇条第二号関係）

11　新型コロナウイルス感染症の法的位置付け二の１に併せて、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなして新型インフルエンザ等対策特別措置法及び当該法律に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用することとする規定を削除することとした。（附則第一条の二関係）

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正関係

１　新型コロナウイルス感染症の法的位置付け新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症として位置付け、同感染症に係る措置を講ずることができることとした。（第六条第七項第三号及び第四号関係）

２　都道府県と保健所設置市等の間の情報連携の強化

㈠　都道府県知事は、次に掲げる者について第一二条第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、それぞれ次に定める者に通報しなければならないこととした。（第一二条第三項関係）

(1)　その管轄する区域外に居住する者当該者の居住地を管轄する都道府県知事（その居住地が保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）の区域内にある場合にあっては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

⑵　その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

㈡　保健所設置市等の長は、第一二条第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を厚生労働

大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事（㈢、㈤及び㈥において「管轄都道府県知事」という。）に報告しなければならないこととし
た。（第一二条第四項関係）

㈢　保健所設置市等の長は、次に掲げる者について第一二条第一項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容をそれぞれ次に定める者に通報しなければならないこととした。（第一二条第四項関係）

(1)　管轄都道府県知事の管轄する区域外に居住する者当該者の居住地を管轄する都道府県知事（その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

㈣　管轄都道府県知事の管轄する区域内における当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

⑴　都道府県知事は、次に掲げる動物について第一三条第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、それぞれ次に定める者に通報しなければならないこととした。（第一三条第四項関係）

(2)　その管轄する区域外において飼育されていた動物当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事（その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その場所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

㈤　保健所設置市等の長は、第一三条第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、厚生労働大臣及び管轄都道府県知事に報告しなければならないこととした。（第一三条第五項関係）

㈥　保健所設置市等の長は、次に掲げる動物について第一三条第一項又は第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を、それぞれ次に定める者に通報しなければならないこととした。（第一三条第五項関係）

⑴　管轄都道府県知事の管轄する区域外において飼育されていた動物当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事（その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その場所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）

⑵　管轄都道府県知事の管轄する区域内における当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長が管轄する区域内において飼育されていた動物当該動物が飼育されていた場所を管轄する保健所設置市等の長

3　電磁的な方法による届出等の法的位置付け第一二条第一項等の規定による届出、報告又は通報（以下この３において「届出等」という。）をすべき者が、当該届出等に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、自ら及び当該届出等を受けるべき者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講じたときは、当該届出等をしたものとみなすこととした。（第一二条第五項、第一三条第六項、第一四条第四項、第一四条の二第五項及び第一五条第一五項関係）

4　積極的疫学調査の実効性の確保

㈠　都道府県知事又は保健所設置市等の長は、感染症の患者を迅速に発見することにより、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、感染症の性質、当該都道府県知事又は保健所設置市等の長の管轄する区域内における感染症の患者の病状又は数、感染症が発生している施設又は業務の種類並びに当該種類ごとの感染症の発生及びまん延の状況並びに感染症を公衆にまん延させるおそれその他の事情を考慮して、第一五条第三項の規定による求めを行うこととした。（第一五条第四項関係）

㈡　都道府県知事（保健所設置市等の長を含む。㈣及び㈤において同じ。）又は厚生労働インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者（以下この㈡において「特定患者等」という。）が第一五条第一項又は第二項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、その特定患者等に対し、当該質問又は必要な調査（第一五条第三項の規定（第一五条第六項において準用される場合を含む。）による求めを除く。）に応ずべきことを命ずることができることとした。（第一五条第八項関

係）

㈢ ㈡の命令は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にかかった場合の病状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限度のものでなければならないこととした。（第一五条第九項関係）

㈣ 都道府県知事又は厚生労働大臣は、㈡の命令をする場合には、当該命令を受ける者に対し、当該命令をする理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならないこととした。ただし、当該事項を書面により通知しないで命令をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでないこととした。（第一五条第一〇項関係）

㈤ 都道府県知事又は厚生労働大臣は、㈣のただし書の場合においては、㈡の命令の後相当の期間内に、当該命令を受けた者に対し、㈣の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならないこととした。（第一五条第一一項関係）

㈥ 都道府県知事及び保健所設置市等の長（㈦において「都道府県知事等」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、積極的疫学調査の結果を厚生労働大臣（保健所設置市等の長にあっては、厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事）に報告しなければならないこととした。（第一五条第一三項関係）

㈦ 都道府県知事等は、他の都道府県知事等が管轄する区域における感染症のまん延を防止するため必要があると認められる場合として厚生労働省令で定める場合にあっては、厚生労働省令で定めるところにより、積極的疫学調査の結果を当該他の都道府県知事等に通報しなければならないこととした。（第一五条第一四項関係）

㈧ 一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が第一五条第一項若しくは第二項の規定による積極的疫学調査における当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなく当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避したときは三〇万円以下の過料に処することとした。（第八一条関係）

5　厚生労働大臣及び都道府県知事による協力の要請等

㈠ 厚生労働大臣及び都道府県知事（保健所設置市等の長を含む。６及び８の㈤を除き、以下同じ。）は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況並びに病原体等の検査の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師、医療機関その他の医療関係者又は病原体等の検査その他の感染症に関する検査を行う民間事業者その他の感染症試験研究等機関に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、当該協力を求められた者が、正当な理由がなく当該協力の求めに応じなかったときは、当該措置の実施に協力するよう勧告することができることとした。（第一六条の二第一項及び第二項関係）

㈡ 厚生労働大臣及び都道府県知事は、㈠の勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとした。（第一六条の二第三項関係

6　都道府県知事による入院調整の実施都道府県知事は、一類感染症（第二六条において準用する場合にあっては二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症）又は新感染症のまん延により当該都道府県知事の管轄する区域の全部又は一部において感染症指定医療機関が不足するおそれがある場合その他当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、保健所設置市等の長、医療機関その他の関係者に対し、入院の措置等その他の事項に関する総合調整を行うこととした。（第二二条の三及び第四八条の三関係）

7　新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症の所見がある者に係る入院措置の見直し

㈠ 入院の措置等の対象となる者について、病状の程度を勘案して厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者にあっては、当該感染症の病状又は当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤化するおそれを勘案して厚生労働省令で定める者及び当該者以外の者であって８の㈡の協力の求めに応じないものに限ることとした。（第二六条第二項及び第四六条第一項関係）

㈡　都道府県又は保健所設置市等は、入院患者が８の㈡の協力の求めに応じない者であるときは、第三七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による入院患者の医療に要する費用に係る負担の全部又は一部をすることを要しないこととした。（第三七条第三項関係）

㈢ 入院の措置等により入院した者がその入院の期間中に逃げたとき又は入院の措置を実施される者（入院に係る通知を受けた者に限る。）が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかったときは五〇万円以下の過料に処することとした。（第八〇条関係）

８　宿泊療養及び自宅療養の法的位置付け

㈠　都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができることとした。（第四四条の三第一項及び第五〇条の二第一項関係）

㈡　都道府県知事は、病状の程度を勘案して厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症又は新感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者に対し、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間又は当該新感染症を公衆にまん延させるおそれがないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設（当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。㈤並びに三の２の㈠及び㈣において同じ。）若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができることとした。（第四四条の三第二項及び第五〇条の二第二項関係）

㈢　㈠又は㈡の報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、㈠又は㈡の協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならないこととした。（第四四条の三第三項及び第五〇条の二第三項関係）

㈣　都道府県知事は、㈠又は㈡の協力を求めるときは、必要に応じ、市町村の長と連携するよう努めなければならないこととした。（第四四条の三第六項及び第五〇条の二第四項関係）

㈤　都道府県知事は、㈡の協力を求めるときは、当該都道府県知事が管轄する区域内における病状の程度を勘案して厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者の病状、数その他当該感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、必要な宿泊施設の確保に努めなければならないこととした。（第四四条の三第七項及び第五〇条の二第四項関係）

９　国による感染症及び病原体等に関する調査、研究等の推進

㈠　国は、積極的疫学調査の結果その他のこの法律に基づく調査、届出その他の行為により保有することとなった情報を活用しつつ、感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るための基盤となる感染症の発病の機構及び感染性、感染症にかかった場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方法並びに病原体等に関する調査及び研究を推進し、当該調査及び研究の成果を適切な方法により感染症の発病の機構及び感染性、感染症にかかった場合の病状並びに感染症の診断及び治療の方法並びに病原体等に関する調査及び研究を行う者、医師その他の関係者に対して積極的に提供することとした。（第五六条の三九第一項及び第二項関係）

㈡　厚生労働大臣は、㈠に係る事務を国立研究開発法人国立国際医療研究センターその他の機関に委託することができることとした。（第五六条の三九第三項関係）

10　厚生労働大臣が指示を行うことができる範囲の拡大

㈠　厚生労働大臣は、新感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるとき、又は都道府県知事が第八章の規定に違反し、若しくは第八章の規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠っている場合において、新感染症の発生を予防し、若しくはその全国的かつ急速なまん延を防

止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、都道府県知事が行う事務に関し必要な指示をすることができることとした。（第五一条の二第一項関係）

㈡　厚生労働大臣は、都道府県知事がこの法律若しくはこの法律に基づく政令の規定に違反し、又はこれらの規定に基づく事務の管理若しくは執行を怠っている場合において、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はその全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事が行う地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に関し必要な指示をすることができることとした。（第六三条の二第二項関係）

三　検疫法の一部改正関係

1　新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者の法的位置付け

新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者について、患者とみなして検疫法の規定を適用することとした。（第二条の二第三項関係）

2　宿泊療養及び自宅療養の法的位置付け

㈠　検疫所長は、新型インフルエンザ等感染症の患者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができることとした。（第一六条の二第一項関係）

㈡　検疫所長は、新型インフルエンザ等感染症に感染したおそれのある者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、当該染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができることとした。（第一六条の二第二項関係）

㈢　㈠の報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、㈠又は㈡の協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならないこととした。（第一六条の二第三項関係）

㈣　㈠の協力の求めに応じない患者に対する隔離の措置については、宿泊施設においても行うことができることとした。（第一六条の二第四項関係）

四　附則

1　経過措置等

㈠　この法律の施行の日（以下この㈠から㈢までにおいて「施行日」という。）前に実施された改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下この㈠において「旧特措法」という。）第一八条第一項の規定による基本的対処方針の策定又は変更、旧特措法第四五条第一項又は第二項の規定による要請その他の旧特措法の規定により実施された措置で、改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下この㈠において「新特措法」という。）中相当する規定があるものは、新特措法により実施されたものとみなすこととした。（附則第二条関係）

㈡　二の４の㈡は、施行日以後に行われる第一五条第一項又は第二項の規定による当該職員の質問又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない特定患者等（同条第八項に規定する特定患者等をいう。）について適用することとした。（附則第三条第一項関係）

㈢　二の７の㈢は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の措置等により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者（施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る。）について適用することとした。（附則第三条第二項関係）

㈣　㈠から㈢までのほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととした。

2　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行することとした。

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第 25 号）

［官報］ 令和３年２月３日　特別号外　第８号　13～15 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210203/20210203t00008/20210203t000080013f.html

あらまし

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第 25 号）（厚生労働省）

一　新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び新型コロナウイルス感染症を検疫法第三四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の廃止関係

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令及び新型コロナウイルス感染症を検疫法第三四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令を廃止することとした。

二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正関係

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

三　検疫法施行令の一部改正関係

１　新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留の期間について、新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症については、三三六時間とすることとした。（第一条の三関係）

２　検疫所長が行う検疫感染症の検査等の手数料の額について、新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症に係る人又は貨物に対する検疫感染症の病原体の有無に関する検査の手数料の額を定めることとした。（別表第二関係）

四　施行期日等

１　必要な経過措置を定めることとした。

２　この政令は、改正法の施行の日から施行することとした。

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（厚生労働省省令第 24 号）

［官報］ 令和３年２月３日　特別号外　第８号　15～22 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210203/20210203t00008/20210203t000080015f.html

○厚生労働省令第 24 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、新型インフル

エンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和３年２月２日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令等の廃止）

第一条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第九号）

二　新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和二年厚生労働省令第十六号）

三　新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及

び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令（令和二年厚生労働省令第百七十二号）

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、「改正前」を省略し、「改正後」のみ記載する。―

改　正　後
目次 第一章・第二章　（略） 第三章　感染症に関する情報の収集及び公表（第三条ー第九条の七） 第四章～第六章　（略） 第七章　新型インフルエンザ等感染症（第二十三条の三ー第二十三条の八） 第八章　新感染症（第二十三条の九ー第二十七条） 第九章～第十二章　（略） 附則 （医師の届出） **第三条**　法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。 一・二　（略） 三　診断した新型コロナウイルス感染症（病原体がベーダコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。第二十三条の五及び第二十三条の六において同じ。）の疑似症の患者について入院を要しないと認められる場合 **第四条**　（略） ２～７　（略） ８　前各項の規定は、法第十二条第八項において同条第一項及び第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第一項第六号中「初診年月日及び診断年月日」とあるのは「検案年月日及び死亡年月日」と、同項第九号中「診断した」とあるのは「検案した」と読み替えるものとする。 **第四条の二**　法第十二条第五項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に前条第一項又は第二項に定める事項を内容とする情報を記録する措置であって、法第十二条第一項又は第二項若しくは第三項（これらの規定を同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出、報告又は通報（以下この条において「届出等」という。）をすべき者（以下この条において「届出等をすべき者」という。）が、自ら及び同条第五項に規定する届出等を受けるべき者が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従って行うものとする。 ２　前項の措置が講じられたときは、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に届出等を受けるべき者に到達したものとみなす。 ３　第一項の措置が医師により講じられたときは、届出等をすべき者（届出等をすべき者が保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）の長である場合にあっては、当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事及び当該保健所設置市等の長）は、第一項の記録媒体に記録された情報の内容を確認するよう努めなければならない。 （獣医師の届出） **第五条**　（略） ２　前項の規定は、法第十三条第七項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前項第八号中「診断方法」とあるのは「検案方法」と、同項第九号中「初診年月日及び診断年月日」とあるの

は「検案年月日及び死亡年月日」と、同項第十二号及び第十三号中「診断した」とあるのは「検案した」と読み替えるものとする。

３　都道府県知事（保健所設置市等にあっては、その長。第八条、第九条の二第一項、第二十条第二項第二号、第二十条の三第三項、第五項及び第六項、第二十一条（結核指定医療機関に係る部分に限る。）、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十三条の六、第二十三条の七、第二十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。）は、法第十三条第一項又は第二項の規定による届出があった場合において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定の実施その他所要の措置を講ずるものとする。

４　第四条の二の規定は、法第十三条第六項において同条第一項並びに第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「次条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」と、同条第三項中「医師」とあるのは「獣医師」と読み替えるものとする。

（準用）

第七条の二　第四条の二の規定は、法第十四条第四項において法第十二条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「法第十四条第二項に規定する当該患者又は当該死亡した者の年齢及び性別並びに第七条第二項」と、「、報告又は通報」とあるのは「又は報告」と、同条第三項中「医師」とあるのは「指定届出機関の管理者」と、「届出等をすべき者（届出等をすべき者が保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）の長である場合にあっては、当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事及び保健所設置市等の長）」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

第七条の三・第七条の四　（略）

（準用）

第七条の五　第四条の二第一項及び第二項の規定は、法第十四条の二第五項において法第十二条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「法第十四条の二第三項の検査の結果及び第七条の三第四項」と、「届出、報告又は通報（以下この条において「届出等」という。）」とあるのは「報告」と、「届出等をすべき者」とあるのは「報告をすべき者」と、同項及び同条第二項中「届出等を受けるべき者」とあるのは「報告を受けるべき者」と読み替えるものとする。

（保健所設置市等の長に対する法第十四条の二第二項の提出）

第七条の六　指定提出機関の管理者が、保健所設置市等の長に対し、法第十四条の二第二項の規定による提出を行う場合においては、同項中「同項の規定により当該指定提出機関を指定した」とあるのは「当該指定提出機関の所在地を管轄する」と読み替えるものとする。

（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）

第八条　（略）

２～４　（略）

５　法第十五条第五項の規定による検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　第七条の四第二項第一号から第六号まで及び第八号の規定は、法第十五条第五項の検査について準用する。

二　法第十五条第五項の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症に係る検査を実施する場合においては、次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。

（表略）

三　法第十五条第五項の規定により三類感染症、四類感染症又は五類感染症に係る検査を実施する場合においては、次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。

（表略）

６　（略）

第八条の二　法第十五条第十項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第十五条第八項の命令をする理由

二　法第十五条第八項の命令の年月日

三　法第十五条第八項の命令を受けた者が、同条第一項若しくは第二項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は正当な理由がなくこれらの規定による当該職員の調査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合に、法第八十一条の規定により過料に処される旨

２　法第十五条第十一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、前項各号に規定する事項とする。

第八条の三　法第十五条第十二項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第一による。

第九条　法第十五条第十三項に規定する報告は、同条第一項による質問又は必要な調査（次条において「質問等」という。）の結果のうち、感染原因等、感染症のまん延の状況その他の事情を考慮して重要と認めるものについて行うものとする。

２　（略）

第九条の二　法第十五条第十四項に規定する厚生労働省令で定める場合は、都道府県知事が同条第一項又は第二項の規定により質問を受け、又は必要な調査を求められた者（以下この条において「質問を受けた者等」という。）の住所、勤務地その他感染原因等に関する状況を考慮して感染症のまん延を防止するため、質問等の結果を他の都道府県知事に通報する必要があると認める場合（当該質問を受けた者等の住所、勤務地その他感染原因等に関する状況を考慮して感染症のまん延を防止するため重要と認める場合に限る。）とする。

２　法第十五条第十四項の規定による通報は、当該通報を都道府県知事が行う場合にあっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に通報しなければならない。

一　質問を受けた者等の住所、勤務地その他感染原因等に関する状況を考慮して感染症のまん延を防止するため必要があると認められる地域（以下この条において「特定地域」という。）がその管轄する区域外にある場合　当該特定地域を管轄する都道府県知事（当該特定地域が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、当該特定地域を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）二　特定地域がその管轄する区域内における保健所設置市等の長の管轄する区域内にある場合　当該特定地域を管轄する保健所設置市等の長

３　法第十五条第十四項の規定による通報は、当該通報を保健所設置市等の長が行う場合にあっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に通報しなければならない。

一　特定地域が管轄都道府県知事（当該保健所設置市等の長の管轄する区域を管轄する都道府県知事をいう。以下この項において同じ。）の管轄する区域外にある場合　当該特定地域を管轄する都道府県知事（特定地域が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、特定地域を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事）及び管轄都道府県知事

二　特定地域が管轄都道府県知事の管轄する区域内における当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長の管轄する区域内にある場合　当該特定地域を管轄する保健所設置市等の長及び管轄都道府県知事

三　特定地域が管轄都道府県知事の管轄する区域内における保健所設置市等の長の管轄する区域外にある場合　当該管轄都道府県知事４　法第十五条第十四項の規定による通報は、第八条第二項に規定する物件（特定地域において感染症のまん延を防止するため必要があると認めるものに限る。）を添付して行うものとする。

（準用）

第九条の三　第四条の二第一項及び第二項の規定は、法第十五条第十五項において同条第十三項及び第十四項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「前条第一項又は第二項に定める事項」とあるのは「法第十五条第一項の規定により実施された質問又は必要な調査の結果」と、「届出、報告」とあるのは「報告」と、同項及び同条第二項中「届出等」とあるのは「報告等」と読み替えるものとする。_

第九条の四～第九条の七　（略）

（入院患者の移送）

第十二条　（略）

２　前項の規定は、法第二十六条において法第二十一条の規定を準用する場合について準用する。

（健康診断の勧告を行う場合等の通知事項）

第十三条　法第二十三条において準用する法第十六条の三第五項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。一～八　（略）

九　入院の勧告若しくは入院の措置をする場合にあっては入院の期間中に逃げた場合、又は入院の措置をする場合にあっては正当な理由がなく入院すべき期間の始期までに入院しなかった場合に、法第八十条の規定により過料に処される旨

十～十三　（略）

２（略）

（入院患者の医療に係る費用負担の申請）

第二十条　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、第三号に掲げる書類については、都道府県知事は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一　（略）

二　法第四十四条の三第二項又は第五十条の二第二項の規定による協力を求められた場合にあっては、第二十三条の四第一項又は第二十六条の三第一項の規定による通知の写し

三　（略）

（感染を防止するための報告又は協力）

第二十三条の三　都道府県知事は、法第四十四条の三第一項の規定により報告又は協力を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告又は協力の内容、報告又は協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

２　（略）

第二十三条の四　都道府県知事は、法第四十四条の三第二項の規定により報告又は協力を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告又は協力の内容、報告又は協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

（感染を防止するための協力の対象となる新型インフルエンザ等感染症）

第二十三条の五　法第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項又は第四十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める新型インフルエンザ等感染症は、新型コロナウイルス感染症とする。（新設）

（入院の措置等の対象となる新型インフルエンザ等感染症の患者）

第二十三条の六　法第二十六条第二項において読み替えて準用する第十九条第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、新型コロナウイルス感染症の患者であって、次に掲げるものとする。

一　六十五歳以上の者

二　呼吸器疾患を有する者

三　前号に掲げる者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者

四　臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者

五　妊婦

六　現に当該感染症の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの

七　前号に掲げる者のほか、当該感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者

八　前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

（新型インフルエンザ等感染症の患者が療養を行う宿泊施設の基準）

第二十三条の七　法第四十四条の三第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。（新設）

一　法第四十四条の三第二項の規定により都道府県知事が宿泊施設から外出しないことを求めた者（以下この条において「宿泊療養者」という。）が療養を行う居室について、一の居室の定員は、原則として一人とすること。

二　宿泊療養者の滞在する区域を職員その他の者が作業を行う区域から明確に区別することその他の感染症のまん延を防止するために必要な措置が講じられていること。

三　宿泊療養者が療養を行うために必要な設備及び備品を備えていること。

四　宿泊療養者の療養に関する業務を統括する者、宿泊療養者に対して適切な健康管理及び療養に関する指導を行うために必要な医師、保健師又は看護師その他の医療関係者並びに宿泊療養者の療養を支援するために必要な人員が確保されていること。

五　前号に掲げるもののほか、宿泊療養者の健康状態を定期的に把握し、適切な健康管理及び療養に関する指導を行うことが可能な体制が確保されていること。

六　宿泊療養者の病状が急変した場合その他の必要な場合（以下この号において「急変時等の場合」という。）に適切な措置を講じることができるよう、あらかじめ、医療機関との連携方法その他の急変時等の場合における必要な措置を定めていること。

第二十三条の八　（略）

第八章　新感染症

第二十三条の九・第二十三条の十　（略）

（新感染症の所見がある者の入院に係る書面による通知）

第二十五条　第十三条第一項第五号から第十三号まで及び第二項の規定は、法第四十九条において法第十六条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。

（感染を防止するための報告又は協力）

第二十六条の二　都道府県知事は、法第五十条の二第一項の規定により報告又は協力を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告又は協力の内容、報告又は協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

２（略）

第二十六条の三　都道府県知事は、法第五十条の二第二項の規定により報告又は協力を求める場合には、その名あて人又はその保護者に対し、求める報告又は協力の内容、報告又は協力を求める期間及びこれらの理由を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで健康状態について報告を求め、又は感染の防止に必要な協力を求めるべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

２　（略）

（新感染症の所見がある者が療養を行う宿泊施設の基準）

第二十六条の四　第二十三条の七の規定は、法第五十条の二第二項の厚生労働省令で定める基準について準用する。

（健康診断の通報又は報告）

第二十七条の五　（略）

２　（略）

３　第一項の規定は、保健所設置市等の長が　法第十七条第一項及び第二項の規定によって行った結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断について準用する。

別記様式第一（裏面）を次のように改める。（略）

（医療法施行規則の一部改正）

第三条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後
一条の十四　（略） ２～６（略） ７　法第七条第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、次のとおりとする。ただし、第五号に掲げる場合にあつては、同号に規定する医療の提供を行う期間（六月以内の期間に限る。）に係る場合に限る。 一～四（略）

五　都道府県の区域内において診療所を開設した者が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から同法第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において医療の提供を行うことを目的として、診療所に病床を設けようとするとき、又は診療所の病床数、病床の種別その他第五項各号に掲げる事項を変更しようとするとき。 ８～12（略）

（施行期日）

第一条　この省令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行の日（令和三年二月十三日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式（次条において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。第三条この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示（厚生労働省告示第 35 号）

［官報］　令和３年２月３日　特別号外　第８号　22～24 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210203/20210203t00008/20210203t000080022f.html

○厚生労働省告示第 35 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和三年法律第五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、令型二年二月十三日から適用する。

令和３年２月３日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

（感染症指定医療機関医療担当規程の一部改正）

第一条　感染症指定医療機関医療担当規程（平成十一年厚生省告示第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後
（退院時の指導） **第九条**　感染症指定医療機関は、二類感染症に係る措置患者等について、法第二十六条第一項において準用する法第二十二条第一項の規定により入院に係る感染症の症状が消失したことをもって退院が行われるときは、当該患者に対して、当該感染症のまん延を防止するために必要な指導を行わなければならない。

（感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針の一部改正）

第二条　感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成十一年厚生省告示第百十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後
（略） なお、本指針については、施行後の状況変化等に的確に対応する必要があること等から、法第九条第三項に基づき、感染症の予防に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。 第七　感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 一　感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する基本的な考え方

１　（略）
２　地方衛生研究所をはじめとする各検査機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第七条の四及び第八条の規定に基づき整備し、管理することが重要である。このほか、国及び都道府県等は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し技術支援等を実施することが重要である。
二～五　　（略）

（消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等の一部改正）

第三条　消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成十七年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後
附　則 第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者（第三の二に規定する都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。）について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生スはまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部改正）

第四条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合（平成二十年厚生労働省告示第三百七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三条第三項に規定する厚生労働大臣が指定する医薬品、医療機器又は再生医療等製品は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項に規定する厚生労働大臣が定める場合は、同表の上欄に掲げる医薬品、医療機器又は再生医療等製品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

医薬品、医療機器又は再生医療等製品細胞培養	場合
インフルエンザワクチン（Ｈ５ＮＩ株）、沈降インフルエンザワクチン（Ｈ５ＮＩ株）、沈降細胞培養インフルエンザワクチン（Ｈ５ＮＩ株）及び乳濁細胞培養インフルエンザＨＡワクチン（Ｈ５ＮＩ株）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律　（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第一号に規定する新型インフルエンザ又は同項第二号に規

（新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十　五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設の一部改正）

第五条　新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条

第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設（令和二年厚生労働省告示第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十一条第一項第十五号の規定を適用する場合においては、同号に掲げる施設は、同項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十四号に掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものとする

（新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置の一部改正）

第六条　新型コロナウイルス感染症の感染の防止のために必要な措置（令和二年厚生労働省告示第百七十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後
新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十二条第六号の規定を適用する場合においては、同号の感染の防止のために必要な措置は、施設の換気とする。

（新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十八条第一項に規定する臨時の医療施設において同法

第三十八条　第一項に規定する特定都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬の一部改正）第七条　新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十八条第一項に規定する臨時の医療施設において同法第三十八条第一項に規定する特定都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬（令和二年厚生労働省告示第二百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後
新型インフルエンザ等対策特別措置法限第三十一条の二第一項に規定する臨時限の医療施設において都道府県知事が提限供する医療に係る感染症の予防及び感限染症の患者に対する医療に関する法律限第四十一条第二項の規定による診療報限酬 １　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第三十一条の二第一項に規定する臨時の医療施設において都道府県知事が提供する医療に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下この項において「感染症法」という。）第四十一条第二項の規定による診療報酬は、当該臨時の医療施設が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関でないときは、当該都道府県知事が当該医療（感染症法第三十七条第一項各号に掲げる医療に係る部分に限る。）に要した費用により算定するものとする。 ２　（略）

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 25 号）

［官報］　令和３年２月４日　本紙　第 426 号　1～2 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210204/20210204h00426/20210204h004260001f.html

○厚生労働省令 25 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）　第六十四条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関す る省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年２月４日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令の一部を改正する省令

新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関 する省令（平成二十五年厚生労働省令第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（譲渡の申請） **第一条**　厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第六十四条の規定により新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資（以下「医薬品等」という。）の譲渡を受けようとする者から、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該医薬品等を管理する物品管理官等（物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第八条第三項に規定する物品管理官又は同条第六項に規定する分任物品管理官をいう。以下同じ。）を経由して提出させなければならない。	（譲渡の申請） **第一条**　厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第六十四条の規定により新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資（以下「医薬品等」という。）の譲渡を受けようとする者から、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該医薬品等を管理する物品管理官等（物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第八条第三項に規定する物品管理官又は同条第六項に規定する分任物品管理官をいう。以下同じ。）を経由して提出させなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、事後に申請書を提出することを条件として口頭による申請をさせることができる。
一～四　（略）	一～四　（略）
２　前項の規定による譲渡が無償によるもの である場合には、厚生労働大臣が、その必要がないと認めるときは、当該医薬品等の譲渡を受けようとする者から申請書を徴しないことができる。	（新設）
３　第一項の規定による譲渡が時価よりも低い対価によるものである場合には、厚生労働大臣が、緊急の必要があると認めるときは、事後に申請書を提出することを条件として口頭による申請をさせることができる。	（新設）
（譲渡の承認） **第二条**　厚生労働大臣は、前条第一項の規定による譲渡の申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。	（譲渡の承認） **第二条**　厚生労働大臣は、前条の規定による譲渡の申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　前条第三項の場合には、譲渡価額	四　時価よりも低い対価で譲渡する場合には、譲渡価額
五　（略）	五　（略）
（受領書の提出） **第三条**　厚生労働大臣は、法第六十四条の規定により医薬品等を譲渡したときは、当該医薬品等の譲渡を受けた者から、次の各号に掲げる事項を記載した受領書を提出させなければならない。ただし、厚生労働大臣が、その必要がないと認めるときは、この限りではない。 一　譲渡医薬品等の品名及び数量 二　譲渡条件に従う旨	（新設）
第四条～**第六条**　（略）	**第三条**～**第五条**　（略）
（貸付の承認） **第七条**　厚生労働大臣は、第四条の規定による貸付けの申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。	（貸付の承認） **第六条**　厚生労働大臣は、第四条の規定による貸付けの申請を承認したときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を申請者に送付するものとする。

一～八　（略） （借受書の提出） **第八条**　厚生労働大臣は、法第六十四条の規定により医薬品等を貸し付けたときは、当該医薬品等の借受人から、次の各号に掲げる事項を記載した借受書を提出させなければならない。 一　貸付医薬品等の品名及び数量 二　貸付期間 三　返納期日及び返納場所 四　貸付条件に従う旨 **第九条**　（略）	一～八　（略） （新設） **第七条**　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法第六十四条の規定による医薬品等の譲渡等の特例の手続に関する省令の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第四号）の施行の日（令和二年三月十四日）から適用する。

********** 以上 **********